

新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用等における対策について

令和4年1月20日決定の対策について、次のとおり一部変更する。

【公共施設の利用制限について】

1. 対策内容
一部対象施設において可能としていた図書貸出返却のサービスについて、利用不可とする。
2. 対象期間
令和4年1月29日から令和4年2月28日まで
3. 対象施設
図書館、中央公民館、北公民館

【イベント等の取り扱いについて】

変更なし

【学校等における対応の強化について】

1. 対策内容
週3日以内としていた部活動について、全面禁止とする。
2. 対象期間
令和4年1月26日から令和4年2月13日まで

【外郭団体等に対する活動制限の要請について】

変更なし